

医療法人財団北聖会 北聖病院

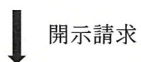
当院における診療情報の開示について

当院では、診療情報を積極的に提供することにより、医療における情報提供を求め、ニーズの高まりに適切に対応し、患者さまが治療に積極的に関わっていくことを促すとともに、医療従事者と患者さまとの信頼関係を確立することを目的として、診療情報の開示を行っております。

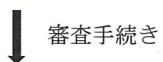
ご不明な点がございましたら、外来受付窓口までお尋ねください。

【申請から開示までの流れ】

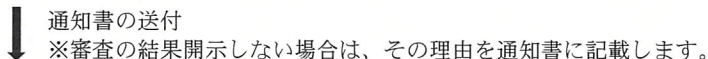
申請者・・・開示請求書の提出をお願いします。



申請窓口・・・病棟ナースステーションまたは外来受付窓口で受け取ります。



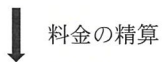
個人情報保護委員会・・・14日以内に開示可否を申請者へ通知します。



開示・一部開示・・・通知書と身分証明書類を持参のうえ、外来受付窓口へお越しください。



診療録等の開示・閲覧・・・診療録等写しの交付
閲覧の場合は原則30分以内でお願い致します。



開示手数料の支払い・・・外来受付窓口で手数料のお支払いをお願い致します。
手数料は、診療録等の写しを交付した場合に、片面コピー1枚当たり10円を請求させていただきます。

【申請することができる方】

1. 原則として患者本人
2. 患者が認める代理人（患者本人の委任状の提出が必要です）
3. 患者死亡時はその配偶者、子、父母及びこれに準ずる方、又はその代理人

【開示する診療情報】

1. 外来診療録
 2. 入院診療録
 3. レントゲン画像等検査データ
- いずれも申請日から遡って5年以内に作成された記録が開示の範囲となります。ただし、他の医療機関で作成された文書等は、開示の対象外となります。

令和4年4月1日